

児童虐待防止対策関係・平成29年度予算案の概要



厚生労働省雇用均等・児童家庭局
 総務課虐待防止対策推進室
 家庭福祉課
 母子保健課

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。

これを踏まえた、平成29年度予算案の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議(平成27年12月21日)で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)の1つ。

児童虐待防止対策関係予算 1,493億円の内数 (1,295億円の内数)

※児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた金額(括弧内は平成28年度予算額)

・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	154億円の内数	(73億円の内数)
・ 児童入所施設措置費等	1,227億円の内数	(1,140億円の内数)
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	66億円の内数	(57億円の内数)
・ 妊娠・出産包括支援事業	38億円	(24億円)
・ 産婦健康診査事業	4億円	(0億円)
・ 児童虐待防止対策費(本省費)等	1億円	(1億円)
・ 児童相談体制整備事業	4億円	(0.3億円)

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割（平成26年度）であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逓減する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業（子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業）については、内閣府予算に計上。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

② 産前・産後母子支援事業（仮称）の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

③ 産婦健康診査事業の創設【新規】

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【実施要件】

- (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

【産婦健康診査事業：3.5億円】

1. 児童虐待の発生予防（続き）

（2）孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

② 養育支援訪問事業【拡充】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公的な支援につなげていない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要となる事務費に係る補助を創設する。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

（1）児童相談所の体制整備等

① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士の配置を促進する。このため、補助基準額を引上げ、児童相談所が弁護士を配置するための費用の充実を図り、日常的に法的支援を受けられる体制を強化する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 3,080千円→7,822千円（週3回→5回、日額19,600円→30,000円）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。
また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・児童相談所分 12,813千円（3人分）
- ・市町村分 8,542千円（2人分）

【補助率】国1/2、都道府県等・市町村1/2

③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

改正児童福祉法の施行に向け、新たに義務付けられた研修等を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、都道府県等が当該研修を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】研修専任コーディネーター 4,271千円（1都道府県市当たり）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

④ 児童相談所の設置促進【新規】

中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・補助職員 2,172千円（1市区当たり）
- ・代替職員 1,303千円（1市区当たり）

【補助率】国1/2、市区1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業の充実【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、改正児童福祉法に基づき、児童福祉司スーパーバイザー研修の充実及び都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修の新たな実施等の研修経費の拡充及び実施体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の改善

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

【児童相談体制整備事業：3.7億円】

（2）市町村の体制強化

① 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の運営支援及び整備の推進【新規・拡充】

市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）及び既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

【補助基準額（案）】

○直営の場合（1支援拠点当たり）

・小規模A型	3,721千円
・小規模B型	9,438千円
・小規模C型	15,660千円
・中規模型	20,873千円
・大規模型	38,701千円

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

・小規模A型	8,940千円
・小規模B型	14,657千円
・小規模C型	20,879千円
・中規模型	31,310千円
・大規模型	59,576千円

【補助率】国1/2、市町村1/2

※ 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置することとしているため、当該市区町村（支援拠点）には上乗せ配置人数分の額を加算した補助基準額が適用される。

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 市町村へのスーパーバイザーの配置【新規】

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・児童相談所設置を目指す市区（中核市、特別区） 2,605千円（1市区当たり）
- ・その他、一般市町村 1,303千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化【新規】

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・代替職員 68千円（1市町村当たり）
- ・虐待対応強化支援員（仮称） 2,605千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,076億円】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（参考）平成28年度第2次補正予算

○ 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備

市町村が、児童福祉法に規定された支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担う拠点を整備するため、既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

【補助基準額】 1施設当たり7,230千円（B地域の例）

【補助率】 国1/2、市町村1/2

（3）適切な環境における児童への対応

① 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 1,635千円（一時保護対応協力員一人当たり）

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

② 一時保護所の整備の推進

一時保護を要する児童の増加に対応するため、一時保護所の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

③ 一時保護所における第三者評価の受審費用の創設【新規】

一時保護所において、保護・支援を受ける児童の立場に立った、質の確保・向上を図るための第三者評価を受審する一時保護所に対し、第三者評価受審費を創設する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【補助基準額（案）】 308千円

【補助率】 国1/2、都道府県等1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

（参考）平成28年度第2次補正予算

○ 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備

① 一時保護所における環境改善等事業

児童相談所一時保護施設において、入所事由（虐待、非行等）に応じた個別的ケア等、個々の児童の状況に配慮した処遇を図るため、施設の創設及び改修等を実施する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

② 児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業

一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間が必要となることから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する場合の費用に対して支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

（4）関係機関における早期発見と適切な初期対応

○ 医療従事者に対する研修の充実【拡充】【再掲】

医療機関は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応できる体制を整えるため、医療機関従事者への研修を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】540千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

3. 被虐待児への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築の支援

- **家族再統合に向けた取組の推進【拡充】**

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。特に、虐待の再発防止のため、保護者を指導する保護者指導支援員の配置を拡充するとともに、措置解除後の保護者指導に係る経費の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・ カウンセリング 706千円→ 886千円
- ・ 保護者指導支援員 1,506千円→3,528千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

(2) 家庭養護の推進

- ① **里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関事業を拡充し名称変更】**

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

（3）家庭的養護の推進

① 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】
【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

（参考）平成28年度第2次補正予算

○ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や施設機能の分散化を進めるとともに、入所している子どもの退所に向けた準備や自立のための支援を行うステップルーム（仮称）の整備を推進する。また、自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行を踏まえ、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が引き続き必要な支援を受けられるよう定員増や新設等の整備を推進する。

【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

（4）被虐待児などへの支援の充実

① 児童自立生活援助事業（仮称）の創設【新規】

改正児童福祉法により、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援のため、児童自立生活援助事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

② 社会的養護自立支援事業（仮称）の創設【新規】

大学等に就学していない自立援助ホームの入居者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

(1) ① 子育て世代包括支援センターの全国展開 (妊娠・出産包括支援事業の拡充)

23.8億円 → 37.8億円

要旨

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。
また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。

事業内容

	【28年度予算】	【29年度予算案】
①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）	160市町村	→ 240市町村
②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）	160市町村	→ 240市町村
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）	52市町村	→ 52市町村
④子育て世代包括支援センター開設準備事業【新規】（立ち上げ準備経費）		150市町村
⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）	47都道府県	→ 47都道府県

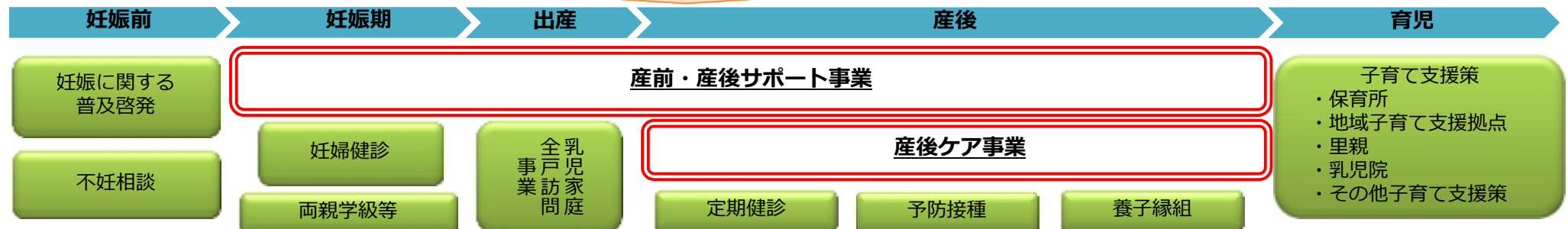
（実施主体：市町村（⑤は都道府県）、負担割合：国1/2、市町村（都道府県）1/2）

子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業
子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】

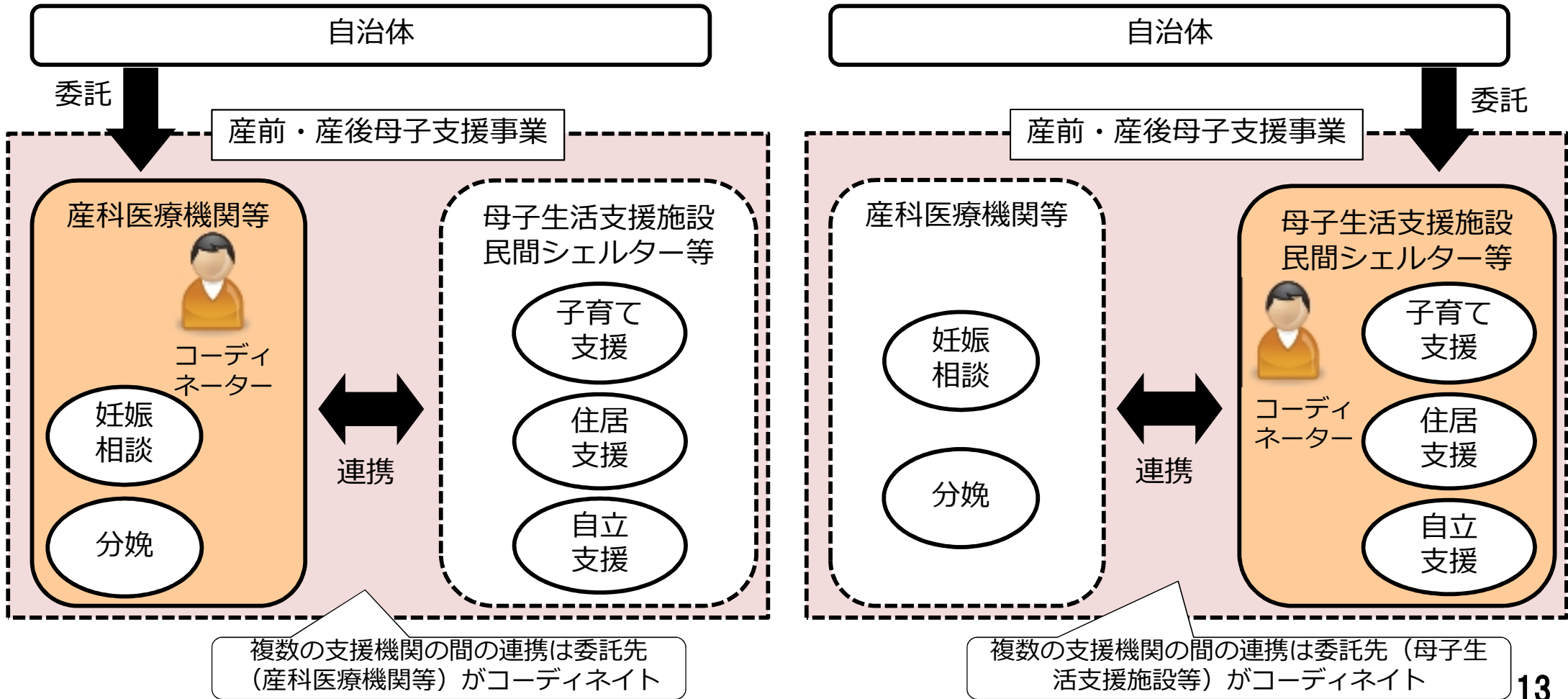


(1) ②産前・産後母子支援事業（仮称）の創設

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法の施行を踏まえ、妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の具体的な仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供するモデル事業を創設する。

事業イメージ



(1) ③産婦健康診査事業の創設

要旨

産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

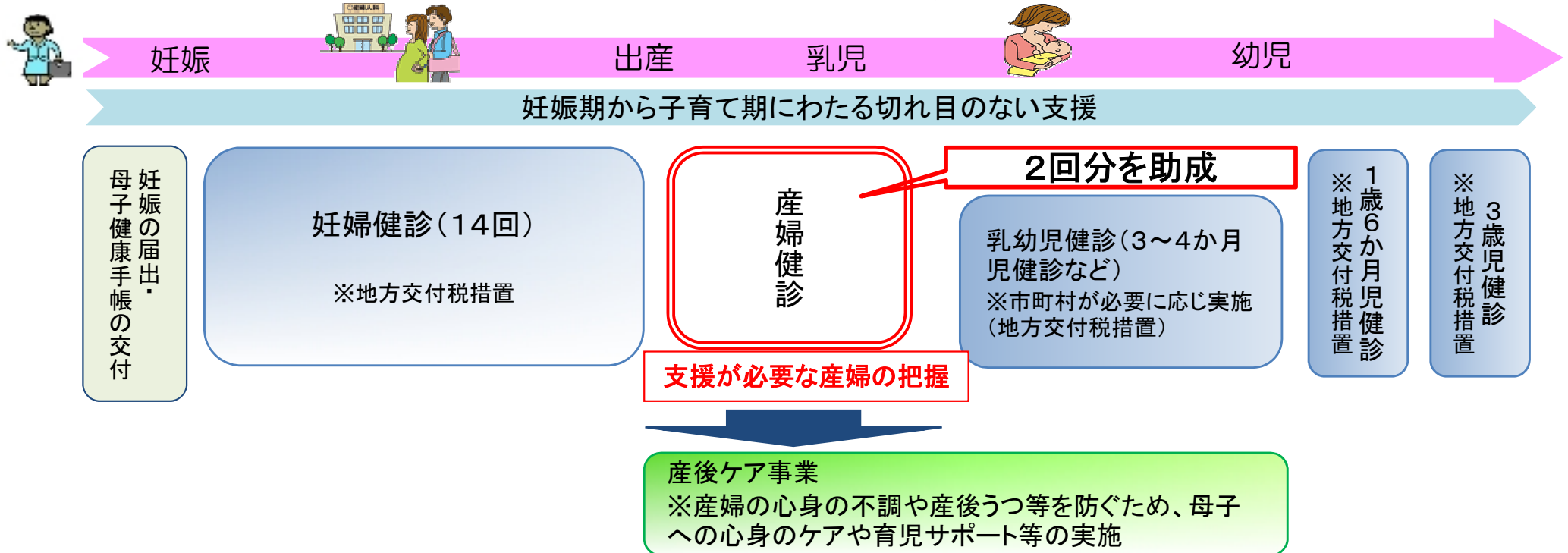
事業内容

○地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。

【実施主体】市町村 【負担割合】国1/2、市町村1/2

【実施要件】

- (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



(2) ②養育支援訪問事業

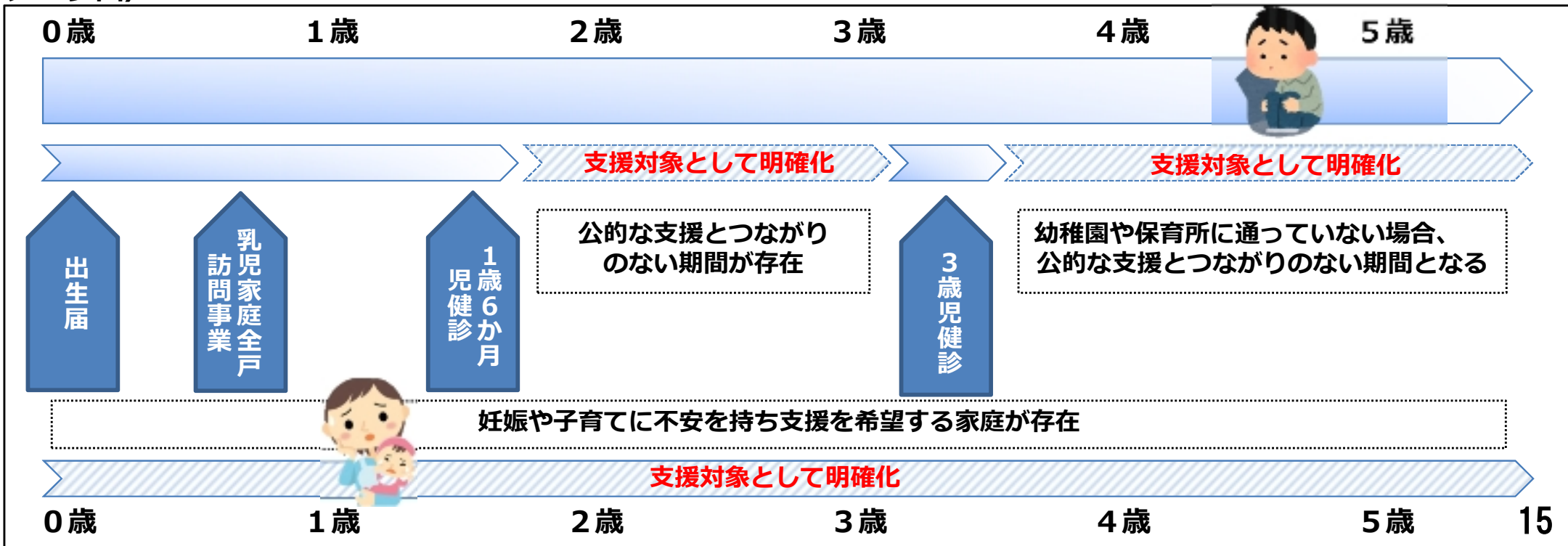
現状・課題

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境等を把握
- ・母子保健法に基づく、各種健診により養育環境等を把握
- ・上記等により、養育支援が必要と認めた家庭に対して、訪問による指導や助言を実施
- 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭が存在
- 1歳6か月児健診～3歳児健診までの間は、母子保健法に基づく健診もなく、行政と接点を持たない家庭が存在
- 3歳～5歳までの間で、幼稚園や保育所等に通っていない場合など、行政と接点を持たない家庭が存在
- 養育支援訪問事業について、未実施市町村が存在。

予算措置による対応

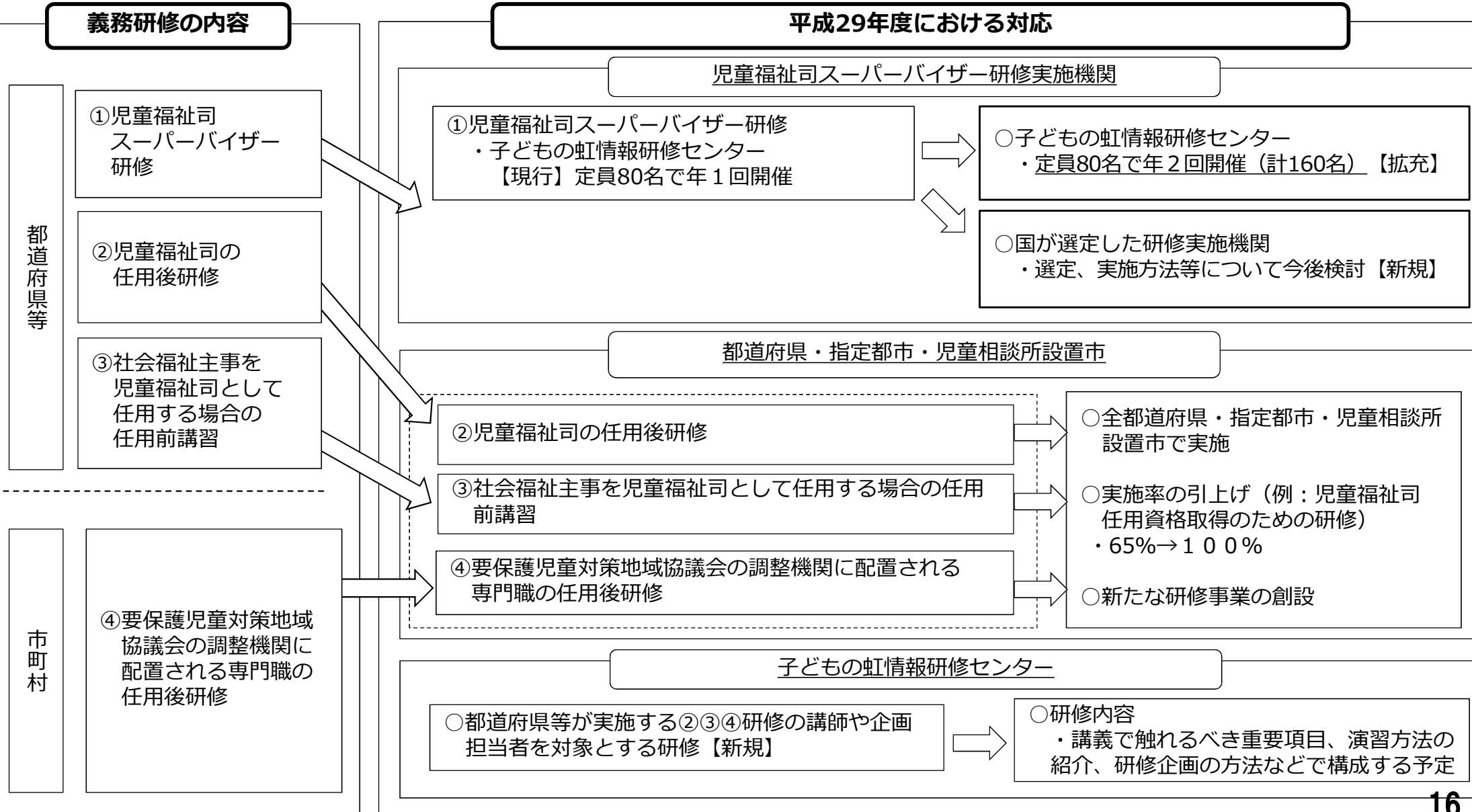
- 養育支援訪問事業について、
- ・妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭への訪問支援を明確化。
 - ・健診の谷間にある児童や、3～5歳児で幼稚園や保育所等に通っていない児童のいる家庭に対する訪問支援を明確化。
 - ・地域の実情に応じて、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要な事務費に係る補助を創設。

〈イメージ図〉



(1) ③児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上

- 改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。
- 研修の実施に際しては、都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センター等の研修実施機関における研修体制の強化を図る。



○研修メニューの組み替えの内容

(平成28年度) 児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H28' 予算	H26' 実施箇所
①協力体制整備事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員等に対し、児童虐待に関する専門研修を実施する。	34,549千円	62県市
②専門性強化事業	・地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成など、実践的研修を実施する。 ・児童相談所、市町村職員等に対する専門研修	35,064千円	174県市
③児童福祉司任用資格取得のための研修	児童福祉司に任用するための、保健師や保育士に対する講習会を実施する。	111,597千円	42県市
④未成年後見人制度研修	新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	3,378千円	0県
合計		184,588千円	

事業再編

(平成29年度) 児童虐待防止対策研修事業

事業名	概要	H29' 予算案	1都道府県市 当たり単価案	備考
①児童福祉司任用前講習会	保健師や社会福祉主事などが、児童福祉司に任用されるために必ず受講しなければならない講習会を実施する。	70,311千円	2,038千円	28年度の③を拡充
②児童福祉司任用後研修	全ての児童福祉司が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	73,554千円	2,132千円	創設
③要保護児童対策調整機関担当者研修	全ての要対協の調整機関の職員が任用後に必ず受講しなければならない研修を実施する。	46,867千円	1,399千円	創設
④虐待対応関係機関専門性強化事業	地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設等職員に対し、児童虐待に関する専門的な研修を実施する。 また、新たに未成年後見人の対象となる法人等に対し、未成年後見人制度の研修を実施する。	24,158千円	612千円	28年度の①+④
⑤児童相談所等職員専門性強化事業	児童相談所の児童福祉司、児童心理司等及び市町村職員に対するスキル向上のための研修を実施する。また、多職種による合同研修を実施する。	53,331千円	613千円	28年度の②を拡充
⑥医療機関従事者研修	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、医療機関従事者に対し、児童虐待に関する研修を実施する。	36,990千円	540千円	医療的機能強化事業から継続
合計		305,211千円		17

現状・課題

- ・ 児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加
- ・ 虐待が疑われるケースへのきめ細かな対応が必要

①家庭や子どもに対する相談、指導、②要保護児童の保護措置、
③里親認定・支援
といった業務を一貫して遂行できるよう、児童相談所設置を促進

改正法による対応

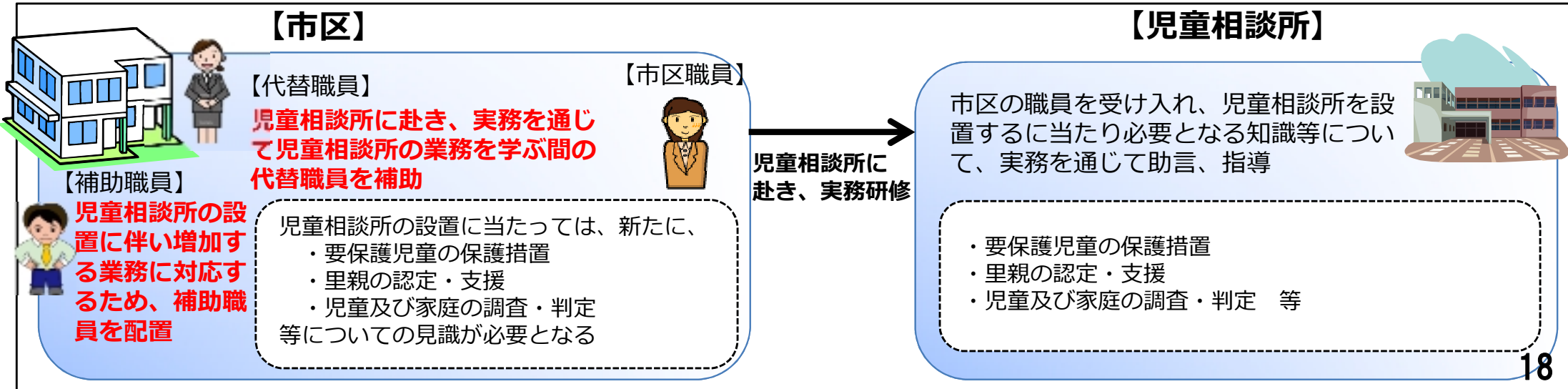
- ・ 政令で定める特別区（希望する特別区の要請に応じて指定）は、政令による指定を受けて児童相談所を設置するものとする【29年4月施行】
- ・ 政府は、施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、必要な支援を実施する

予算措置による対応

○児童相談所設置に必要な補助を創設

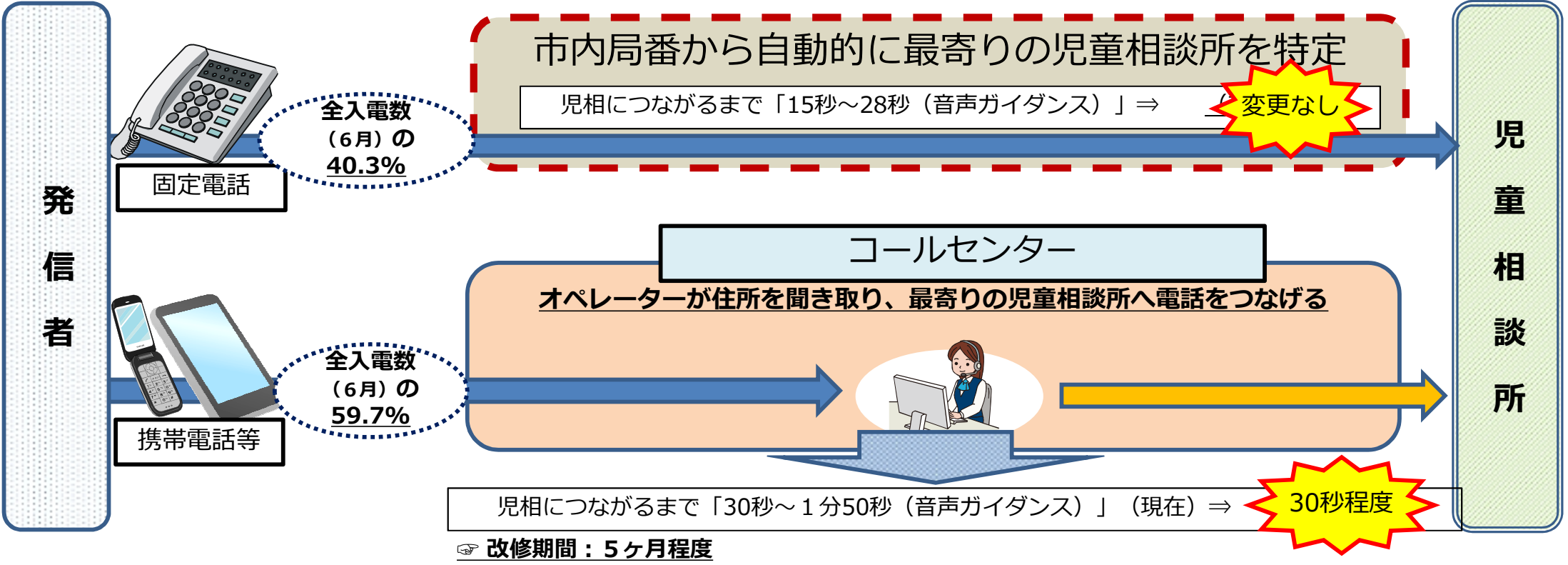
- ・ 児童相談所の設置に伴い増加する業務（事務手続、関係機関との調整、地域住民への周知・説明等）に対応するため、市区に補助職員（非常勤）の配置に要する補助を創設
- ・ 児童相談所の設置を検討する市区の職員が、児童相談所に赴き、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間、当該市区に代替職員を置くための補助を創設

〈イメージ図〉



(1) ⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の改善

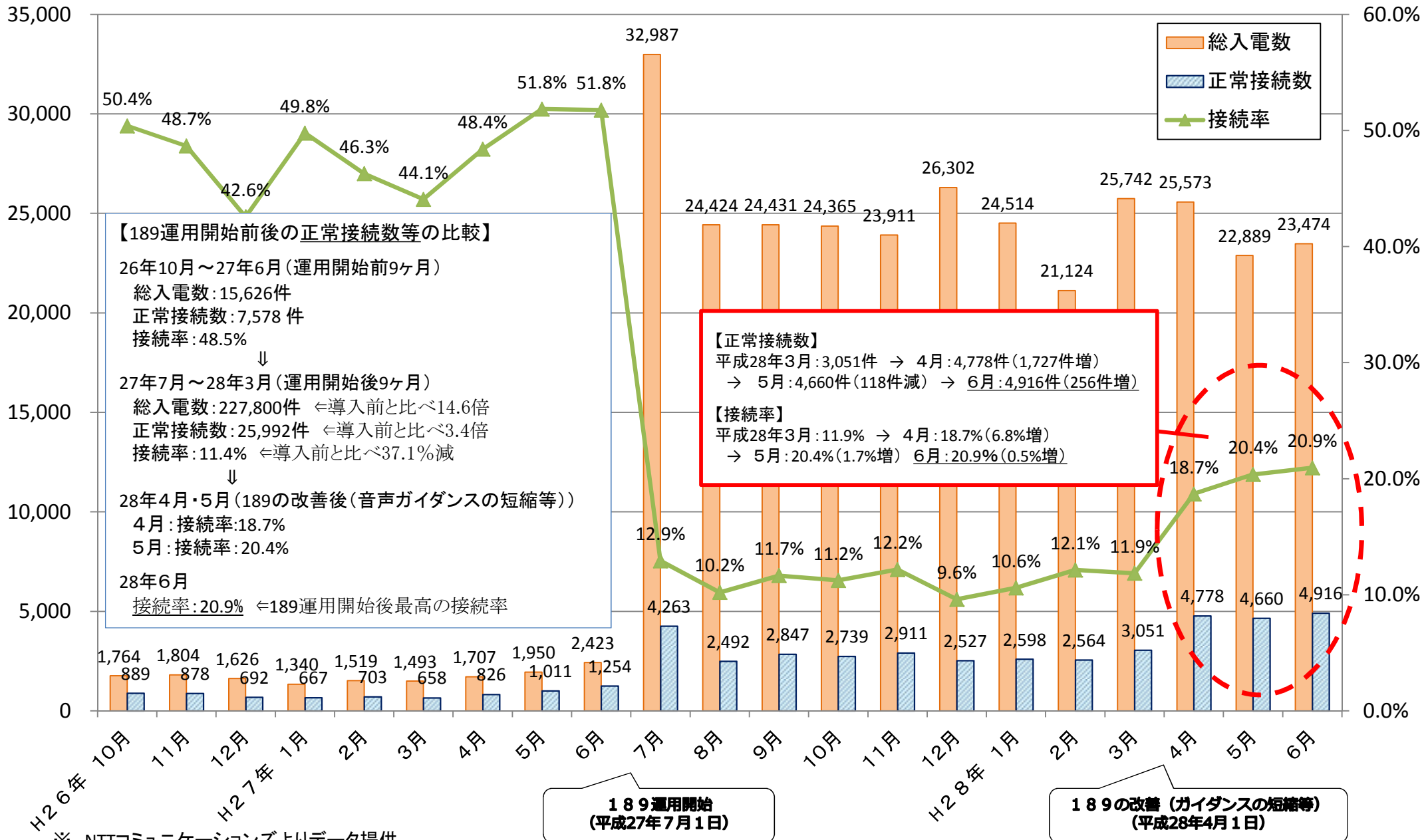
コールセンター方式 (現在の音声ガイダンスの仕組みを活用しつつ、携帯電話等からの入電のみコールセンター化)



※仮に全てをコールセンター化した場合、「固定電話」については、児童相談所へつながるまでの時間が、現在よりも長くなるケースがある

児童相談所全国共通ダイヤル（189）の利用状況等

189の入電数及び接続率の推移



※ NTTコミュニケーションズよりデータ提供。
 ※ 総入電数は、全ての入電数（「0570-064-000」の入電を含む）。
 ※ 正常接続数は、話し中や児童相談所につながる前に電話を切る等により正常につながらなかった電話を除いた入電数。
 ※ 接続率は、接続率(%) = 正常接続数 / 総入電数

(2) 市町村の体制強化

現状・課題

- ・児童相談所が相談対応等を行った児童のうち9割強は、在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
 - ・市町村が、身近な場所で、児童・保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要
 - ・地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在しておりアウトリーチ（訪問型）支援の強化が必要
- ※健診の谷間にある児童や、保育所・幼稚園等に通っていない児童等のいる家庭

- ・要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れがあり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要
- ・調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要

対応

(1)在宅支援の強化

【改正法】

- ・市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定（平成29年4月施行）
- ・児童相談所による指導措置の委託先として市町村を追加（公布日施行）
- ・一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設（平成29年4月施行）

【予算】

- ①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の創設
 - ・市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）の補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助を拡充。
- ②市町村へのスーパーバイザーの配置
 - ・児童相談所による指導措置の委託等に対応するため、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設
- ③訪問型支援の拡充（子ども・子育て支援交付金の養育支援訪問事業）
 - ・公的な支援につなげていない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化
 - ・「育児家事援助」について、民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要なとなる事務費に係る補助を創設

(2)要対協の機能強化

【改正法】

- ・調整機関に専門職の配置が義務化（平成29年4月施行）
- ・調整機関の専門職について、研修受講が義務化（平成29年4月施行）

【予算】

- ・義務研修を受講する職員の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ・関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ・都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

(2) ①市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）への運営支援及び整備の推進

1. 要 旨

- 改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際の財政支援を行う。

（参考）児童福祉法第十条の二

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

- また、拠点機能のあり方、推進方策については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）がとりまとめられたところ。

2. 内 容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）に基づき、国において設置運営要綱を定め、支援拠点の運営に要する人件費等の費用について補助を創設する。

設置運営要綱（案）の主な内容は、以下のとおり。

(1) 趣旨・目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

(2) 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認めた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

(3) 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

(4) 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

(5) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

- ① 小規模A型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）当たり1か所】
- ② 小規模B型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）当たり1か所】
- ③ 小規模C型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）当たり1か所】
- ④ 中規模型【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）当たり1か所】
- ⑤ 大規模型【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）当たり1か所】

以上5類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

(6) 職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

- 職務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

② 心理担当支援員

- 職務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア など
- 資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

③ 虐待対応専門員

- 職務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

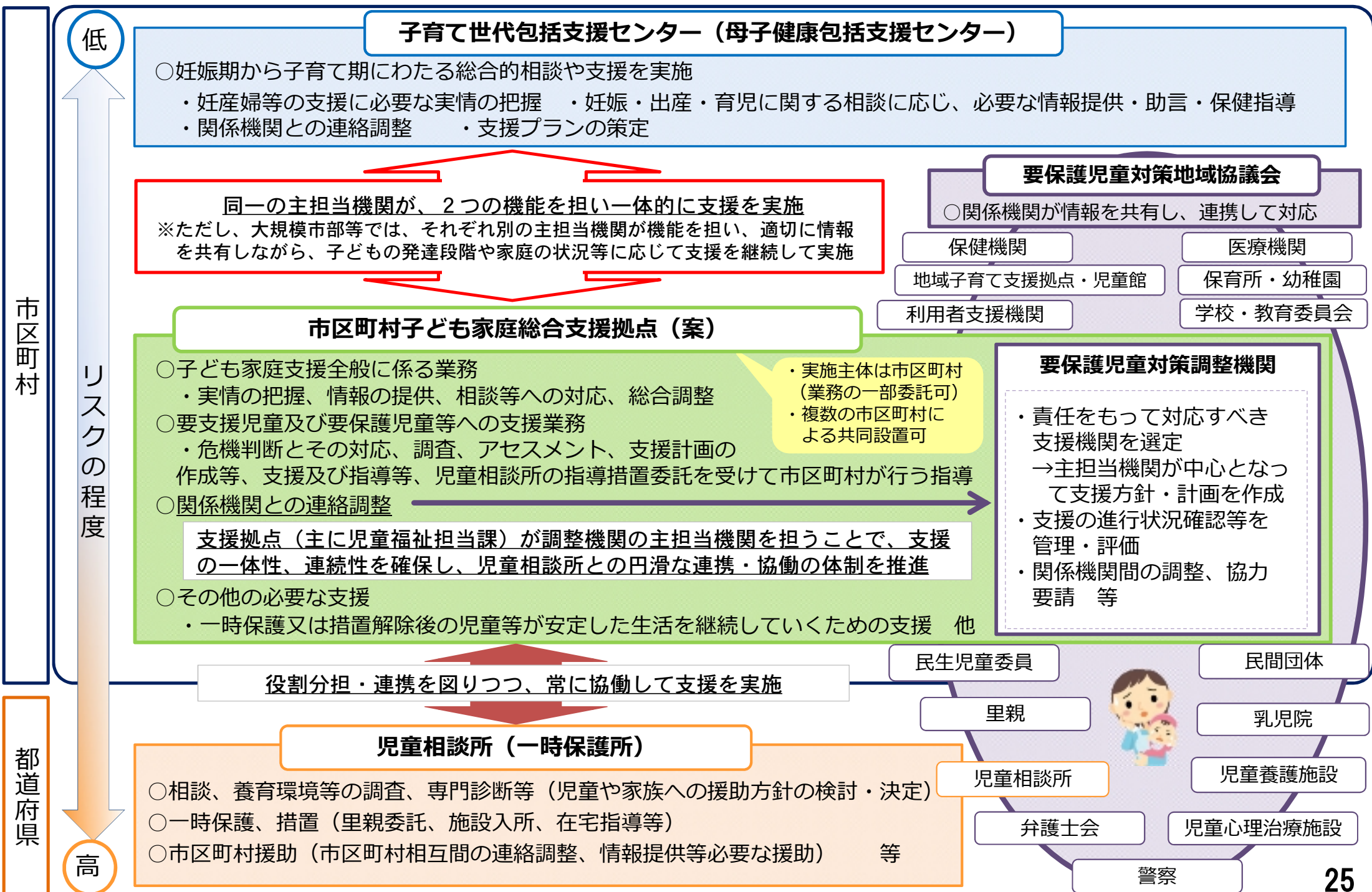
	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名（1名は非常勤可）	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時1名（非常勤可）	常時3名
小規模C型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時2名（非常勤可）	常時4名
中規模型	常時3名（1名は非常勤可）	常時1名（非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時6名
大規模型	常時5名（1名は非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時4名（非常勤可）	常時11名

(注) 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置すること。

(7) 施設・設備

支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



(2) ②市町村へのスーパーバイザーの配置

現状・課題

- ・ 児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準（尺度）がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている
- ・ 児童相談所が相談対応等を行った児童のうち多く（9割強）は、施設入所等措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
- ・ 市町村が、身近な場所で、児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要がある

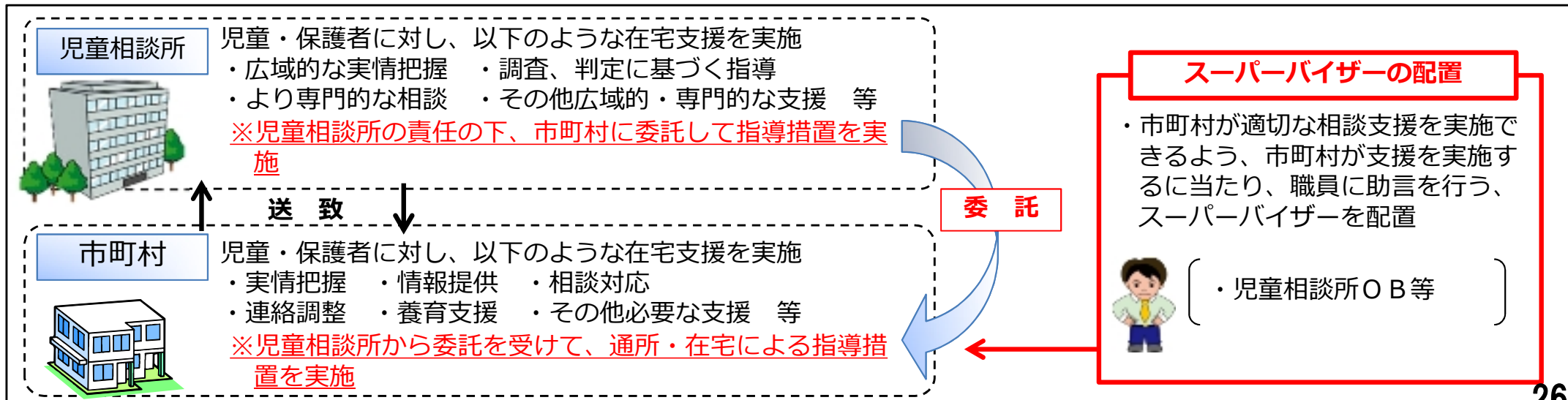
改正法による対応

- ・ 児童相談所による指導措置（通所・在宅）について、委託先として市町村を追加【公布日施行】
- ・ 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設【平成29年4月施行】

予算措置による対応

- ・ 市町村が適切な相談支援を実施できるよう、市町村が支援を実施するに当たり、職員に助言を行うスーパーバイザー（児相OB等）の配置に必要な経費の補助を創設

〈イメージ図〉



(2) ③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

現状・課題

- ・ 要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- ・ 要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。



改正法による対応

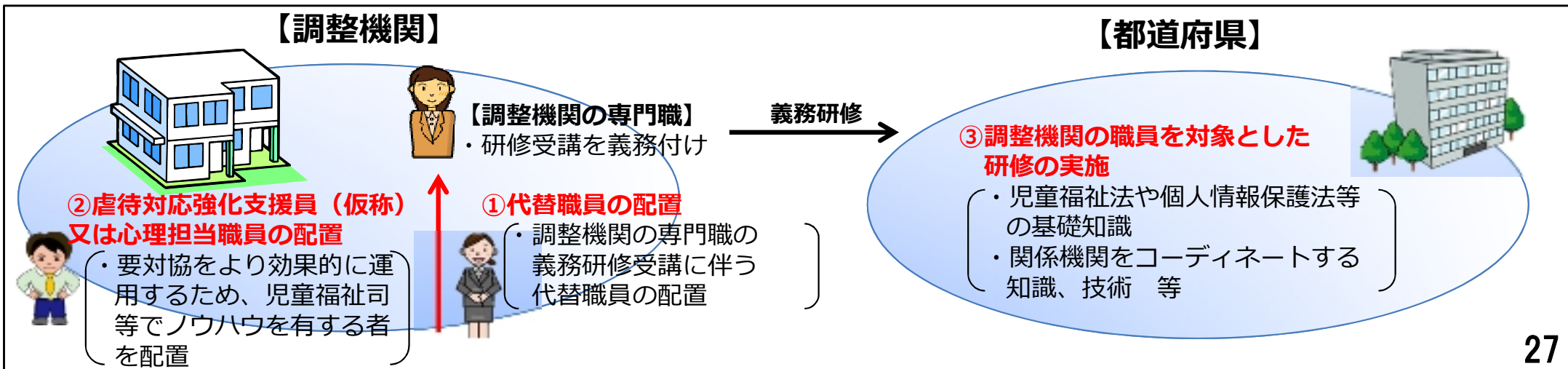
- ・ 調整機関に専門職の配置を義務付け
- ・ 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け

【29年4月施行】

予算措置による対応

- ① 義務研修を受講する専門職の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ② 要対協調整機関職員が関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）（児相OB・ソーシャルワーカー等）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ③ 都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

〈イメージ図〉



課題

- 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。
- 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
 児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

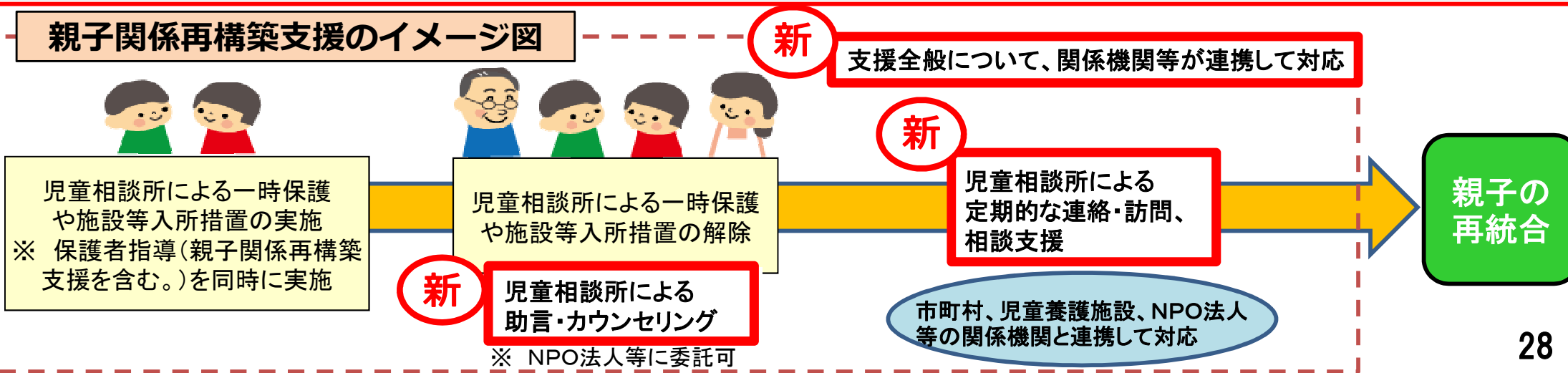
改正法による対応

- 親子関係再構築支援について、児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - ・措置解除時、児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施(NPO法人等に委託可)
 - ・措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施
- ※ 併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組む。

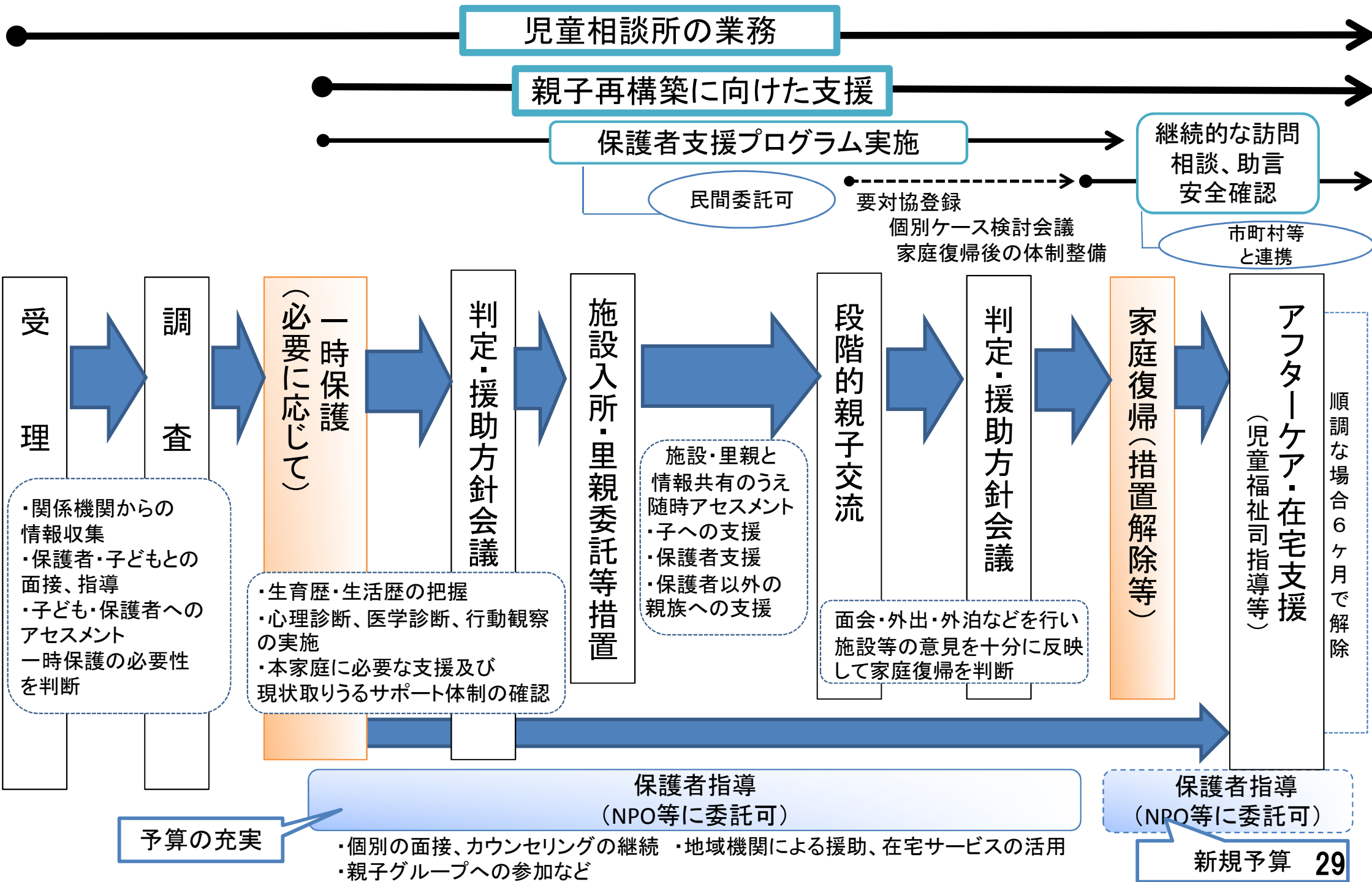
予算措置による対応

- 親子再構築のために重要な要素である、保護者指導について、個々の状況に応じた継続的な指導が実施できるよう、その保護者に対し寄り添った指導を行える保護者指導支援員を配置。(児童相談所1ヶ所当たり1,506千円→3,528千円)
- 措置解除後における定期的な連絡・訪問・相談支援を実施する。(児童相談所1ヶ所当たり706千円→886千円)

親子関係再構築支援のイメージ図



(参考) 児童相談所での児童虐待における親子関係再構築に向けた取組



(2) ①里親支援事業（仮称）の創設

施策の目的

○ 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

内容

	現行（平成28年度）	平成29年度
名称	里親支援機関事業	里親支援事業（仮称）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市 （里親会、児童家庭支援センター、NPO法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）	同左
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・<u>マッチング・自立支援計画作成</u> ※28年度に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発、研修の実施 ・里親委託支援 ・里親への訪問支援、里親の相互交流 ・未委託里親へのトレーニング ・共働き家庭への里親委託促進（モデル事業） ・マッチング・自立支援計画作成 ・養子縁組相談支援
相談員の配置	里親委託等推進員（非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2	里親相談支援員（常勤1名） 心理面からの訪問支援員（常勤1名又は非常勤1名） 里親トレーナー（非常勤1名）※1 委託調整員（常勤1名）※2 調整補助員（非常勤1名）※2

里親の新規開拓から自立支援まで一貫した支援が可能

※1：未委託里親へのトレーニングを実施する場合に配置

※2：マッチング・自立支援計画作成を実施する場合に配置

社会的養護自立支援事業（仮称）の創設（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

施策の目的

- 平成28年通常国会において成立した改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者に、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が追加されたことと併せて、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設する。

18歳（又は20歳）

22歳の年度末

※実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村（市町村は③のみ実施可）

※個々の支援内容に応じて民間団体への委託も可



家庭養護



施設養護

継続支援計画の作成
（本人の同意を得る）

措置終了

児相がアセスメントを行い、その結果を踏まえ、支援コーディネーターは、本人、里親等、施設の意見を聞きながら継続支援計画を作成

例1

一般の住居



貸付事業を利用可

- ②生活相談・就労相談を利用可
- ③身元保証を利用可

※親族等と同居する場合を含む
（その場合は②生活相談・就労相談の利用可）

例2

一般の住居



①居住支援

- ・進学又は就職し一般の賃貸物件を実施主体が賃借して居住。家賃は貸付事業を活用。
- ・進学したが中退した者

②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙

③身元保証を利用可

例3

里親家庭・施設



又は



①居住支援

- ・里親家庭又は施設（定員外で一定枠を確保）に居住。
- ・本事業のために確保した部分は本事業により補助

①生活費支援

- ・進学したが引き続き支援が必要な者（一部自己負担有り）
- ・進学、就職していない者（全額を補助）

②生活相談・就労相談（必須）⇒別紙

③身元保証を利用可



一般の住居

生活困窮者自立支援制度等による支援の必要性が見込まれる場合には、継続支援計画にその利用を位置付け、段階的に利用開始

（生活困窮者自立支援制度など）
必要に応じて一般施策に移行

生活相談・就労相談（イメージ）

